

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第743号）

2024年12月26日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

商務部、貿易促進に向けた政策措置を公表

商務部は2024年11月19日、『対外貿易の安定した成長を促進する政策措置の公表に関する通知』を公表しました。この措置は、越境ECや保税メンテナンスなどの発展促進、重要設備及びエネルギー・資源の輸入支援に関する内容を盛り込んだ他、ビザ免除措置の対象国を拡大し、滞在可能時間を延長する方針も明記しました。

■ 直近の重要政策

貿易政策

- ✓ 越境ECの輸出発展の更なる促進に関する公告
（税関総署、11/25）

地方政策

- ✓ 『中国（上海）自由貿易試験区における一時入区保守の試行展開の監督管理方案』の公表に関する上海市商務委等5部門の通知
（上海市商務委員会など、11/11）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

商務部、貿易促進に向けた政策措置を公表

商務部は 2024 年 11 月 19 日、『対外貿易の安定した成長を促進する政策措置の公表に関する通知』¹(以下、措置)を公表しました。措置は、越境 EC や保税メンテナンスなどの発展促進、重要設備及びエネルギー資源の輸入支援に関する内容を盛り込んだ他、ビザ免除措置の対象国を拡大し、滞在可能時間を延長する方針も明記しました。

この措置の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 主な内容

項目	主な内容
1	➢ 輸出信用保険の規模と適用対象を拡大する。企業の市場開拓を支援し、保険会社による特定分野に特化した中小新興企業などへのサポートを奨励する。
2	➢ 対外貿易企業に対する融資支援を強化する。銀行が貿易の真実性審査を着実にを行い、リスクを効果的にコントロールすることを前提に、与信、貸付、返済などの面で対外貿易企業に対する金融サービスの最適化を継続することを奨励する。 ➢ 金融機関による中小零細対外貿易企業への融資支援も強化する。
3	➢ クロスボーダー貿易決済の最適化を実施する。銀行による海外事業への布石に力を入れ、海外市場を開拓する企業へのサービス能力を高める。 ➢ マクロ政策の協働を強化し、人民元為替レートが妥当な水準で安定した推移を維持する。 ➢ 金融機関が対外貿易企業に対しより多くの為替リスクヘッジ商品を提供することを奨励する。
4	➢ 越境 EC の発展を促進する。海外スマート物流プラットフォームの整備を引き続き推進する。 ➢ 条件を具備する地方が越境 EC 向けサービスプラットフォームの構築を模索し、企業に対し海外法務、税務などに関するサービスを提供することを支援する。
5	➢ 特産農産物などの輸出を拡大する。企業が海外の不合理な貿易制限措置に積極的に対応するようサポートし、輸出に適した外部環境を整える。
6	➢ 重要設備、エネルギー資源などの輸入を支援する。最新の『産業構造調整指導目録』 ² を参照して、『技術及び製品の輸入奨励目録』を改定・公表する。リサイクル銅・アルミニウム原料などの輸入政策の見直しを行い、再生資源の輸入を拡大する。
7	➢ グリーン貿易、辺境貿易、保税メンテナンスの発展を推進する。 ➢ サードパーティの脱炭素サービス業者と対外貿易企業のマッチングを強化する。 ➢ 新たな総合保税区保守製品目録と自由貿易試験区の「両頭在外」(提供元と納品先が海外にある)保税保守製品目録の公表を検討する。総合保税区と自由貿易試験区外の「両頭在外」保税メンテナンスと再製造の試行事業を拡大する。
8	➢ ビジネスパーソンの往来を支援し、出入国の利便性を高める。ビザ免除措置の対象国を段階的に拡大し、滞在可能時間を延長する ³ 。臨時入境した重要なビジネス代表団にトランジットビザを発行する。 ➢ 展示会の情報サービスと広報・PR 活動を強化する。
9	➢ 対外貿易企業の雇用安定確保に向けた支援政策を着実に実行する。 ➢ 対外貿易企業と海運企業の戦略的連携を支援する。

(措置に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_384fe59818c249c9a6ca28cabeaid6cc.html

² 24 年版の産業構造調整指導目録に関する内容は、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 700 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0753-XF-0105.pdf>

³ 外交部の報道官は 11 月 22 日の会見で、24 年 11 月 30 日から 25 年 12 月 31 日まで、日本など 9 カ国のノービザ渡航を認めるとした上、日本を含む 38 カ国のビザ免除措置対象国に対して、滞在可能な期間を従来の 15 日から 30 日に増やすことも明らかにした。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

貿易政策

越境 EC の輸出発展の更なる促進に関する公告

(原文: 关于进一步促进跨境电商出口发展的公告)

税関総署公告2024年第167号

税関総署2024年11月25日公表、12月15日実施

【主要内容】

- 税関総署は、越境ECの発展を促進するため、越境ECの輸出に関する監督管理政策を調整する公告を公表した。この公告は24年12月15日より実施する。
- 越境ECの海外倉庫企業の届出手続きを廃止する。輸出関連書類の申告手続きを簡素化する。
- 越境ECの輸出貨物がばら積み貨物として税関の監督管理作業場所に搬入され、税関の検査を受けてから、実需に応じ梱包、搬出されることを認める制度の試行地域を拡大する。上海、杭州、寧波、アモイ、青島、鄭州、武漢、長沙、広州、黄埔、成都、西安の税関に同制度を導入する。
- 税関を跨ぐ越境ECの輸出品返品を可能にする制度を普及する。北京、天津、大連、ハルビン、上海、南京、杭州、寧波、合肥、福州、アモイ、南昌、青島、鄭州、長沙、広州、深セン、黄埔、成都、ウルムチの税関に同制度を導入する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6227035/index.html>

地方政策

『中国（上海）自由貿易試験区における一時入区保守の試行展開の監督管理方案』の公表に関する上海市商務委等 5 部門の通知

(原文: 上海市商务委等五部门和单位关于印发《在中国（上海）自由贸易试验区开展暂时进境修理试点的监管方案》的通知)

滬商貿發 [2024] 284号

上海市商務委員会など2024年11月11日公表

【主要内容】

- 上海市商務委員会は上海税関、上海市財政局などと連名で、中国（上海）自由貿易試験区（臨港新エリアを含む。以下、上海自貿区）における保税メンテナンスの試行展開に関する監督管理規則を公表した。この規則は、『中国（上海）自由貿易試験区における一時入区保守の関連税制に関する通知』（財政部など7月2日公表）⁴の方針に基づいたものであり、試行企業の条件や申請手続き、監督管理上の要求などを明記した。
- 域外から一時的に上海自貿区の税関特殊監督管理区域（以下、試行区域）に搬入し、保守を行った貨物に対し、保税メンテナンスの実施を認め、再び搬出する場合は関税、輸入増値税と消費税を免除する。搬出せず、国内販売に転換する場合は関税、輸入増値税と消費税を課さなければならないとする。
- 試行企業の条件については、①法人格を持つ、②保守貨物に関する提供元と納品先（搬出または内販のチャネル）が明確である、③貨物はメンテナンス業務の適用対象である⁵、④実行可能な保守業務規範、安全作業規程及び汚染防止対策などを策定する、⑤トレーサビリティシステムなど税関の監督管理要求を満たす情報化管理制度を確立することを挙げた。

⁴ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 731 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0785-XF-0105.pdf>

⁵ ①商務部、生態環境部、税関総署が策定した総合保税区保守製品目録に記載された貨物、②関連規定に基づき、試行区域内における保税メンテナンスの実施が認められたその他の貨物を指す。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://swwww.sh.gov.cn/zwgkgfqtzcwj/20241111/3aafaad3f9bd4f84ac7b062e5809c527.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。